

令和4年度 第1回仙台市障害者自立支援協議会	
令和4年8月30日	参考資料2
令和3年度 第1回仙台市障害者自立支援協議会	
令和4年3月16日	参考資料2

日中サービス支援型指定共同生活援助の提供にかかる協議の場の設置について

平成30年4月に創設された日中サービス支援型指定共同生活援助（以下、日中サービス支援型GHという。）の提供にあたっては、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（仙台市においては「障害者自立支援協議会」）に対して定期的に事業の実施状況等を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

かかる協議の場について庁内で検討してまいりましたが、仙台市においては市障害者自立支援協議会地域部会（以下、「地域部会」という。）とすることとし、1事業所の報告にとどまらず、障害者の重度化・高齢化、地域におけるフォーマル・インフォーマルサービスの共有、親なき後の住まい、等の視点で地域課題等の把握に努めるものとしします。

1 日中サービス支援型GHとは

(1) 概要

日中及び夜間を含め、常時介護を要する方の支援体制を確保する事業。

- 人員配置：・日中支援のため1名以上の職員（世話人又は生活支援員）を配置
・夜間及び深夜の時間帯を通じて1名以上の夜間支援従事者を配置
- 定員：20人以下（共同生活住居2～10人）＋短期入所1～5人

(2) 現状

- R3.12.1現在：2事業所（※R2.4月現在 全国182事業所2、344人利用）
- ・R1.5.1指定 Tagomaruハウス（宮城野区田子西）（定員20名）
 - ・R2.12.1指定 ぐりーんるーむ小田原（青葉区小田原）（定員9名）

(3) 将来的な見込

開設相談が多数寄せられており、日中サービス支援型GH事業所が年々増加する見込み。

【R3年度中開設希望】

泉区1件

【R4年度開設希望】

青葉区2件、宮城野区1件、太白区1件、泉区1件

2 協議の場の設置について

(1) 趣旨 ※【法令基準の基準解釈通知】は巻末のとおり

地域に開かれた存在とすることで、サービスの質の確保を図るもの。当該サービスは、GH内で支援が完結し、障害者と地域との結びつきを狭める危険性も内包していることから、事業所を多くの目で見守り、適切なサービスを継続して提供できるよう支援する必要がある。

(2) 役割と機能

会での協議内容について具体的に示されていないが、制度設計が介護保険の地域密着型サービスにおいて義務化されている「運営推進会議」と酷似しているため、同様の役割や機能が期待されていると想定。

① 地域連携・調整機能（相談支援事業所、行政機関との連携）

地域部会での評価を介して、行政や相談支援事業所とつながり、「相談し合う関係」の構築を目指す。指導する・指導されるといった関係でなく、お互いに地域の状況を把握する機会とする。

② 報告・評価機能（障害理解・権利擁護の促進、相談援助機能の発揮）

事業所の運営内容について報告いただき、改善策などを皆で考える機会とする。

3 地域部会での運営方法

(1) 評価方法

① 自己評価

日中サービス支援型共同生活援助事業所（以下、「事業所」という。）は毎年度実施し、事務局へ提出する運用とする。

② 実地調査

(ア) 対象

新規開設事業所を重点的に実施

(イ) 調査項目

・設備 ・安全安心の配慮 ・個別支援計画に基づく支援の状況 等

(ウ) 調査員（以下より選定）

- ・部会長または副部会長
- ・当該事業所が所在する区の委員
- ・当該事業所利用者の状態像に応じた専門機関の委員
- ・事務局職員（障害者支援課施設係担当者）

(2) 評価項目及び判断基準

「宮城県福祉サービス第三者評価基準【障害者・児福祉サービス版】」及び「地域密着型サービス外部評価項目」を参考に、障害者支援課にて作成。

(3) 地域部会での議論

地域部会において、事業者臨席のもと当該事業所の自己評価や実地調査結果に対して質疑応答や意見交換を行う。委員から出された意見や要望については、別途事業所へ通知する。

(4) 地域部会での所要時間

1 事業所あたり 20 分程度

《参考》

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（H19.1.26 障発第 0126001 号、R3.3.30 障発 0330 第 3 号改正）

第十五の 4

(3) 運営に関する基準

④ 協議の場の設置等

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県知事又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下、「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

なお、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請に当たり、施行細則第 34 条の 19 第 1 項第 18 号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとするものは、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

また、当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条の 11 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。